

# 令和3年度特別養護老人ホーム整備事業者募集に関する質問回答

令和3年11月30日

健康福祉局保険高齢部介護事業支援課

令和3年度特別養護老人ホーム整備事業者募集に関するご質問への回答は次のとおりです。

☆ 質問一覧 ☆ (QNo. は下記「回答一覧」のQ&ANo. に対応します。)

## ○募集要項について

Q 1 提出書類について

(募集要項 16～18 ページ)

Q 2 設計期間について

(整備のてびき 24 ページ)

Q 3 事業収支計画の算定について①

(整備のてびき 10 ページIV1 (1))

Q 4 事業収支計画の算定について②

(整備のてびき 10 ページIV1 (2))

Q 5 事業収支計画の算定について③

(整備のてびき 10 ページIV1 (2))

## ★ 回答一覧 ★

### 質問内容と回答

#### ○募集要項について

Q 1 提出書類について (募集要項 16～18 ページ)

提出書類に図面の記載がないが、計画図面の提出は不要なのか？

また、計画図面の提出が不要な場合、建築可能面積÷算定基準面積の範囲で定員を設定することになるのか？

A 1 計画図面の提出は不要です。また、定員の設定は任意ですが (募集定員数は 100 人程度)、定員×

算定基準面積で想定延床面積が算出され、その結果何階建ての建物が必要か決まることとなります。

**Q 2 設計期間について（整備のてびき 24 ページ）**

設計事業者の決定方法等、5月上旬からと想定されていますが、図面協議開始（基本設計）が、5月下旬となっており、その後の図面協議終了が6月下旬であり、約1ヶ月での基本設計図面作成と想定されます。設計業者への意見交換の期間を考えると、期間の延伸は可能でしょうか。

**A 2** 現時点ではあくまで想定スケジュールであり、選定後の協議の中で具体的なスケジュールをお示しすることとなりますが、「審査委員会」の開催日が現時点では決定していないため、期間の延伸につきましても今の段階ではお答えできません。

**Q 3 事業収支計画の算定について①（整備のてびき 10 ページIV1 (1)）**

建築工事費の単価が手引きに明示されているが、その単価で建築工事費を算定しなければならないのか？今回の計画地は敷地内に傾斜地があり、通常の建築単価では建築ができないが、その場合でも明示された単価で建築工事費を算定しなければならないのか？

**A 3** 建設工事費につきましては、原則としてお示した本体工事単価で算定していただきますが、ご質問にあるような土地形状の特殊性等により建設工事費の増額が見込まれる場合は、お示した以上の本体工事単価で算定することも可能です。

**Q 4 事業収支計画の算定について②（整備のてびき 10 ページIV1 (2)）**

特殊工事費とは具体的に何を指すのか？

**A 4** 特殊工事費は既存建物がある場合の解体工事費や仮施設が必要な場合の整備費等を想定しています。

**Q 5 事業収支計画の算定について③（整備のてびき 10 ページIV1 (2)）**

設備整備費、敷地造成費、その他工事費は具体的に見積を添付する必要があるのか？

**A 5** 見積書を添付する必要はありません。想定される費用を計上して下さい。